

第3章 計画推進のための取組

第3章 計画推進のための取組 (24 ページ～)の見方

施策の体系(18～19 ページ)

基本目標

施策の基本方向

1

固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会

I

男女共同参画に向けた意識づくり

第3章の構成(24 ページ～)

施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくり

【基本的な考え方】

令和2年度に当市が実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果、固定性別役割分担意識を調査したところ、約7ポイント上昇している一方、個別具体の分野において「平等」と感じている割合は、「学校教育」で7割を超えているものの、そのほかの分野ではすべて5割以下であり、性別による役割分担や差別は根強く残っています。

【基本的な考え方】
施策の方向性について現状や課題を記載しています。

～ 省略 ～

【重要業績評価指標】

施策の基本方向 I 男女共同参画に向けた意識づくりを確認するため、次の指標を設定します。

- 「男は仕事、女は家庭を担うべき」と感じる割合が「男も女も仕事や家庭を共に担うべき」と感じる割合と同感しない」と答えた方の比率(%)

H27	R2	R8
61.2%	68.5%	上昇 (最終的に100%を目指す)

(資料：八戸市男女共同参画に関する市民アンケート、無回答を除く)

【重要業績評価指標】
施策の進捗状況を確認するための指標を記載しています。

～ 省略 ～

施策の基本方向

実施施策

(1)男女共同参画社会への関心
や理解の促進

① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進

② 男女共同参画に関する調査・公表

(2)学校教育・社会教育を通じた
意識づく

① 学校教育を通じた男女共同参画の推進

② 社会教育を通じた男女共同参画の推進

I - (1) 男女共同参画社会への関心や理解の促進

男女共同参画社会への関心や理解を促進するため、様々な広報媒体を活用した情報発信や啓発イベントなどを通じて、男女共同参画の理念や関係法令・制度等の普及啓発活動を推進するとともに、市民の現状理解や男女共同参画推進施策の効果的な実施を図るため、男女共同参画推進計画を策定し、その実施を推進しています。

各基本方向の概要を記載しています。

【展開する施策】

① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進

主な取組

- 広報はちのへや情報誌「WITH YOU」、SNS、市ホームページ等の各種広報媒体を活用した情報発信により、男女共同参画の理念や関係法令・制度等の普及啓発を図ります。
- 国の男女共同参画週間や八戸市男女共同参画推進週間等の取組や、啓発グッズの配布や図書館での関連図書展示の実施することにより、市民の男女共同参画社会に対する関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

【展開する施策】

施策の基本方向に基づき実施する主な施策を記載しています。

～ 省略 ～

1 施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり

【基本的な考え方】

令和2年度に本市が実施した市民アンケートでは、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識の考え方について、前回(平成27年度)調査を約7ポイント上回る68.5%の市民が反対しており、市民意識は着実に変わってきている一方、個別具体の分野において「平等」と感じている割合は、「学校教育」で7割を超えているものの、そのほかの分野ではすべて5割以下であり、性別による役割分担や差別は根強く残っています。

このような状況を改善していくためには、制度や環境など多くの要因に適切に対処していくことが必要ですが、何よりもすべての世代で固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)を無くしていくことが重要であり、男女共同参画に向けた市民の意識づくりが必要です。

そのため、男女共同参画社会への関心や理解の促進及び学校教育・社会教育を通じた意識づくりに取り組みます。

【重要業績評価指標】

施策の基本方向Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくりの進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

- 「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」、「どちらかといえば同感しない」と答えた方の比率

H27	R2	R8
61.2%	68.5%	上昇 (最終的に100%を目指す)

(資料：八戸市男女共同参画に関する市民アンケート、無回答を除く)

- 男女の地位の平等感における「平等」と答えた方の比率

	H27	R2	R8
家庭生活	29.1%	42.4%	すべての分野で 上昇 (最終的に100% を目指す)
職場	23.8%	41.1%	
学校教育	79.3%	71.6%	
地域活動	47.9%	50.0%	
法律・制度	43.9%	37.7%	
社会通念・慣習・しきたり	14.2%	16.7%	
政治	11.0%	13.0%	

(資料：八戸市男女共同参画に関する市民アンケート わからない、無回答を除く)

I-(1) 男女共同参画社会への関心や理解の促進

男女共同参画社会への関心や理解を促進するため、様々な広報媒体を活用した情報発信や啓発イベントなどを通じて、男女共同参画の理念や関係法令・制度の普及啓発活動を推進するとともに、市民の現状理解や男女共同参画推進施策の効果的な実施を図るため、男女共同参画に関する調査・公表に取り組みます。

【展開する施策】

① 理念や法律・制度等の普及啓発活動の推進

主な取組

- 広報はちのへや情報誌「WITH YOU」、SNS、市ホームページ等の各種広報媒体を活用した情報発信により、男女共同参画の理念や関係法令・制度等の普及啓発を図ります。
- 国の男女共同参画週間や八戸市男女共同参画推進月間等に、商業施設等での啓発グッズの配布や図書館での関連図書コーナーの設置といった多彩なイベントを実施することにより、市民の男女共同参画社会に対する関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

② 男女共同参画に関する調査・公表

主な取組

- 男女共同参画の推進に関する市の施策、事業等の進捗状況や、男女共同参画に関する市民の意識などについて調査・公表することにより、市の取組や男女共同参画社会に対する市民の関心を高めるとともに、理解促進を図ります。

男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」



2021年秋号(No. 47)の表紙(左)及び特集ページ(右:DVに関する内容)

I-(2) 学校教育・社会教育を通じた意識づくり

学校教育や社会教育を通じた意識づくりのため、子どもたちへの授業や相談対応等、学校教育を通じた男女共同参画を推進するとともに、幅広い世代に対して男女共同参画の普及啓発を図るため、社会教育を通じた男女共同参画を推進します。

【展開する施策】

① 学校教育を通じた男女共同参画の推進

主な取組

- 教育活動における男女共同参画の推進について「学校教育指導の方針と重点」に掲載し、教育現場へ周知するとともに、教職員等に向けた研修機会の提供などにより、男女共同参画の視点に立った子どもたちへの指導と教育環境の整備を図ります。
- 講演や体験学習、相談対応等の実施により、児童生徒の性や命に関する理解促進を図ります。
- 男女共同参画の趣旨を踏まえた学校教育の推進により、児童生徒の将来を見通した自己形成の促進を図ります。

いのちを育む教育アドバイザー



医師(いのちを育む教育アドバイザー)による
中学校での講演の様子

② 社会教育を通じた男女共同参画の推進

主な取組

- 男女共同参画に関するテーマの講演会や出前講座の開催、国や県など関係機関が主催する学習機会の情報発信により、男女共同参画の理念の理解促進を図ります。

2 施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくり

【基本的な考え方】

当市では、性別にとらわれず市政に幅広い市民の意見を反映させるため、審議会等の男女構成比率について少ない方の割合を 30%以上にすることを目標に取り組んでいますが、令和2年度時点で女性委員の占める割合は 27.6%という状況にあります。

また、国においては、民間企業の管理職を含むあらゆる分野の指導的地位に占める女性の割合について、2020年代の可能な限り早期に 30%程度を目指すとしていますが、当市が令和2年度に実施した事業所アンケートでは、管理職の女性割合が 19.6% (P14, 図9)と未だ低い水準にあります。

このほか、国の令和2年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業取得率は女性の 81.6%に対して 12.7%と低い状況にあるほか、平成28年度社会生活基本調査によると、夫が有業かつ妻が無業の世帯、共働き世帯のいずれにおいても、夫が家事・育児にかかる時間は妻と比較して低く、女性の負担軽減と男性の家事参画の観点から、男性の育児休業取得を促進することが重要です。

さらに、当市が令和2年度に実施した市民アンケートによると、町内会、PTA、子ども会といった地域活動への参加経験は、男性に比べ女性の割合が高い状況となっている一方、八戸市の町内会長に占める女性の割合は、令和3年4月1日現在で 3.9%と低い水準にあります。地域づくりを進める上では、地域の幅広い意見を反映させることが大切であり、そのためには男女双方が積極的に地域活動へ参画することが肝要です。

このような状況を改善していくためには、雇用の場において、指導的地位への女性登用が進展するよう、事業者に対し法制度の理解を積極的に働きかけるとともに、キャリアアップを支援し、女性が活躍しやすい環境づくりに取り組むことにより、女性の社会進出を後押しする必要があります。

また、男女が平等な立場で働けるよう雇用機会や待遇が確保されるとともに、働きたいすべての人が、ライフスタイルに応じた多様な働き方を選択でき、職業生活と家庭生活をバランス良くかつ継続して両立することで、個性と能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の整備が必要です。

そして、男女が相互の協力の下に社会の一員としてそれぞれの役割を果たしつつ、自信と喜びを持って生涯にわたり活躍できるよう、家事や子育て等においては、男性の参画を促進するとともに男女双方の負担軽減を図り、地域活動等においても、男女双方の参画を促進することが重要です。

そのため、女性活躍の推進及び雇用・家庭・地域における男女共同参画の推進に取り組めます。

【重要業績評価指標】

施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍する社会づくりの進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

● 審議会などの男女構成比率における少ない方の比率

H27	R2	R8
26.1%	27.6%	30%

(資料：八戸市 行政管理課)

● 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合※

H27	R2	R7
13.8%	13.4%	17%以上

※「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(令和3年3月31日策定)」における目標値を掲載。

(対象範囲：市民病院、交通部、教育委員会、各行政委員会、広域事務組合を含む)

指標は、特定事業主行動計画と同一の令和7年度まで設定。

(資料：八戸市 人事課)

● 女性チャレンジ講座受講生数(累計)

H27	R2	R8
125人	230人	376人

(資料：八戸市 市民連携推進課)

● はちのへ創業・事業承継サポートセンターの支援により起業した女性の人数(累計)

H27	R2	R8
1人	67人	148人

(資料：八戸市 商工課)

● 市男性職員の育児休業取得率

H27	R2	R8
4.2%	14.8%	30%

(資料：八戸市 人事課)

● 町内会長に占める女性の割合

H27	R2	R8
2.8%	3.4%	4%

(資料：八戸市 市民連携推進課)

Ⅱ－(1) 女性活躍の推進

女性の活躍を推進するため、政策・方針決定に女性の意見を反映する機会の提供や、参画機会の情報発信などを通じて、政策・方針決定過程への参画を拡大するとともに、自らの意欲と能力を高めるため、女性のキャリアアップ支援に取り組めます。

【展開する施策】

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

主な取組

- 市への政策提案を行う機会を提供することにより、女性の市政への参画拡大を図ります。
- 市附属機関の委員の選任において、男女構成比率に目標値を設定し、女性委員の登用拡大を図ります。
- 女性活躍推進法に関する制度の周知や、女性活躍に取り組む事業者へのインセンティブ⁴の付与などにより、事業者における指導的地位への女性登用拡大の促進を図ります。
- 農業経営における夫婦等の共同経営を促進することにより、農業経営への女性の参画促進を図ります。

② 女性のキャリアアップ支援

主な取組

- ビジネススキルの向上と参加者間のネットワーク構築によるキャリアアップ意欲の向上を目的とした講座を開催し、職場や地域社会で活躍できる女性人材の育成を図ります。
- 専門家による相談対応やセミナーの開催などにより、女性の起業を支援します。
- 就職に関する職業相談や職業訓練の実施などにより、働くことを希望する女性の就業を支援します。

⁴ インセンティブ…やる気を起こさせるための外的刺激、動機付け。

女性チャレンジ講座



行政講座(連続講座の一環)での施設見学の様子

はちのへ女性創業スクール



創業を目指す女性を支援するスクールの様子

II-(2) 雇用における男女共同参画の推進

雇用における男女共同参画を推進するため、関係法令・制度の周知啓発などを通じて、雇用における男女間の機会均等を促進するとともに、多様で柔軟な働き方の普及啓発を図り、ワーク・ライフ・バランス⁵の実現に向けた雇用環境整備に取り組みます。

【展開する施策】

① 雇用における男女の機会均等の促進

■ 主な取組

- 関係機関と連携して、えるぼし認定制度⁶などによる企業イメージの向上や優秀な人材の確保といった女性活躍に取り組むメリットについての情報発信、女性活躍に取り組む事業者に対するインセンティブの付与などにより、働くことを希望する女性が活躍できる雇用環境整備の促進を図ります。
- 関係機関と連携して、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るための関係法令・制度⁷や相談窓口、推進事例について、事業者に対し情報提供することにより、性別による差別的取扱いがない採用、昇進、配置など、雇用環境整備の促進を図ります。
- 関係機関と連携して、短時間・有期雇用労働者の雇用管理に関する法令・制度⁸や相談窓口について、事業者に対し情報提供することにより、男女がライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方が選択できる雇用環境整備の促進を図ります。
- 関係機関と連携して、職場におけるハラスメント⁹を防止するための関係法令・制度¹⁰や相談窓口について周知啓発することにより、雇用におけるハラスメント防止措置の促進を図ります。

⁵ ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和のこと。

⁶ えるぼし認定制度…自社の女性活躍に関する現状把握と課題分析をした上で、それを踏まえた目標設定のもと、取組を実施するための女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した事業者のうち、一定基準を満たし女性の活躍促進に関する状況などが優良な事業者を認定する制度のこと。

⁷ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るための関係法令・制度…「男女雇用機会均等法」のこと。

⁸ 短時間・有期雇用労働者の雇用管理に関する法令・制度…「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用者労働法）」のこと。

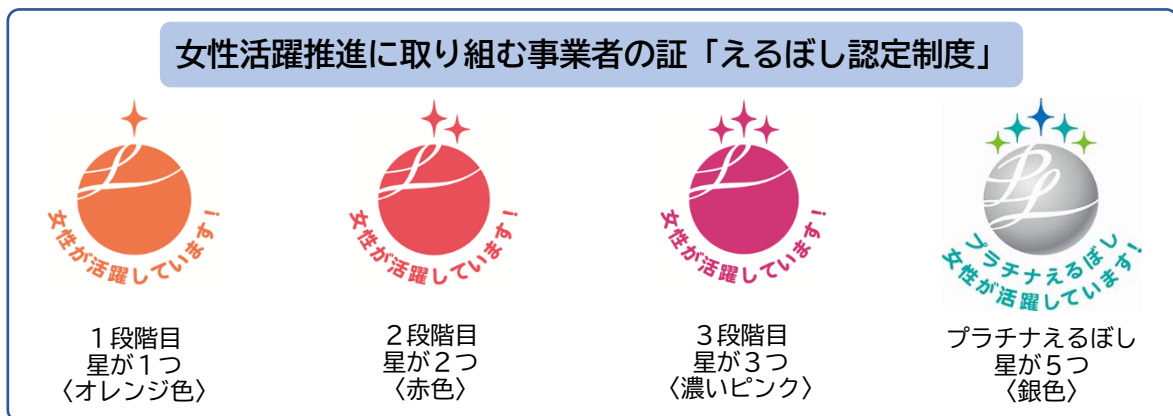
⁹ 職場におけるハラスメント…セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント行為のこと。

¹⁰ 職場におけるハラスメントを防止するための関係法令・制度…「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」のこと。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境整備

主な取組

- 各種広報媒体を活用した、ワーク・ライフ・バランスの実践例や雇用管理の関係法令・制度の周知啓発などにより、事業者の正しい理解の促進を図ります。
- 家族農業経営における仕事と生活のバランスや役割分担を、家族の話し合いのもと明確にし、家族全員が意欲的に働けるよう、家族経営協定¹¹の締結促進を図ります。
- 市が率先して、年次有給休暇や配偶者出産休暇、育児参加休暇など、各種休暇制度の取得と時間外勤務の縮減を推進することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。



¹¹ 家族経営協定…家族農業経営に携わる各家族構成員が、意欲とやりがいを持って参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき決める協定のこと。

Ⅱ－(3) 家庭・地域における男女共同参画の推進

家庭・地域における男女共同参画を推進するため、家事や育児への参画を促すイベントの開催や周知啓発を通じて、家庭における男女共同参画を推進するとともに、地域の多様な活動に男女がともに参画し、男女双方が活躍できるよう、地域における男女共同参画を推進します。

【展開する施策】

① 家庭における男女共同参画の推進

主な取組

- 料理やごみの分別などについて学ぶイベントの開催や、家事・育児を実践する男性をロールモデルとして情報発信することにより、男性の家事・育児への参画促進を図ります。
- 育児に必要な心の準備や親としての役割を夫婦がともに学ぶことにより、役割分担をともに考え、協力して子育てできるよう支援します。
- 子育てサロンをはじめとした地域の子育て支援機能や保育サービスの充実、育児費用の助成により、子育て世帯の負担軽減を図ります。
- 説明会や広報紙、冊子等による介護保険制度の周知と適切なサービスの提供により、家族介護者の負担軽減を図ります。

8エコ大作戦



家庭でのごみの分別や料理に関する親子向けの講習会の様子

子育て情報整備事業



子育てに役立つ情報を配信する
LINE「はちすく通信」のアイコン(左)と
登録用QRコード(右)

※上記のQRコードをLINEアプリの「友だち追加」画面から読み取ってください。

② 地域における男女共同参画の推進

主な取組

- 町内会の加入促進活動や地域リーダーの発掘育成、活動内容の情報発信などにより、男女双方が参画しやすいよう、町内会活動の促進を図ります。
- 児童生徒に地域活動やボランティア活動へ参加する機会を提供することにより、地域社会の一員である自覚と関心を深め、次世代の担い手を育成します。
- 幅広いテーマの研修会や講座の開催など、市民の視野を広げる多様な学習機会を提供することにより、地域で活躍する男女双方の人材育成を図ります。
- 文化芸術活動や緑化活動など、市民による多様で主体的なまちづくり活動に対する支援、活動の場の提供や機会の創出により、男女双方の活躍促進を図ります。

協働のまちづくり



オンライン開催による協働のまちづくり研修会の様子

町内会加入促進



街頭での加入促進キャンペーンの様子

青少年の地域活動の推進



中学生と高校生が、地域の花火大会を手伝う様子

市民大学講座



市民の生涯学習の場として、幅広い分野の講師を招いて開催

公民館講座



生涯における各段階に応じた学習の機会を提供

八戸ポータルミュージアム事業



市民が音楽演奏などを発表する「ストリート投げ銭ライブ in はっち」の様子

3 施策の基本方向Ⅲ 安全安心に暮らせる社会づくり

【基本的な考え方】

当市における令和2年度のDVに関する相談件数（図10）は、前年度から大きく増加しており、その要因として、新型コロナウイルス感染症拡大による影響のほか、相談窓口の機能強化や周知といった取組により、これまで潜在的に悩みや不安を抱えていた人々にとって相談しやすい環境の整備が進んだことが考えられます。

また、当市には、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等、幅広く多様な人々が暮らしており、周囲の人々の理解不足や無関心による差別や偏見で苦しみや生きづらさを抱えている人が顕在化してきています。

さらに、生活上の困難を抱える人には、貧困を始めとして、就労困難、心身の疾病、住まいの不安定、ひとり親であることといった課題があり、かつこうした課題が複合的に生じている場合が多く、中には家族や地域から孤立し、問題が深刻化しているケースもあると言われています。

このほか、災害発生時においても、すべての人のプライバシーが適切に確保され、個人が尊重されなければなりません。性別や障がいの有無など、個々に支援ニーズが異なっており、とりわけ、女性や子ども、弱い立場にある人々に対しては、個別の対応が必要です。

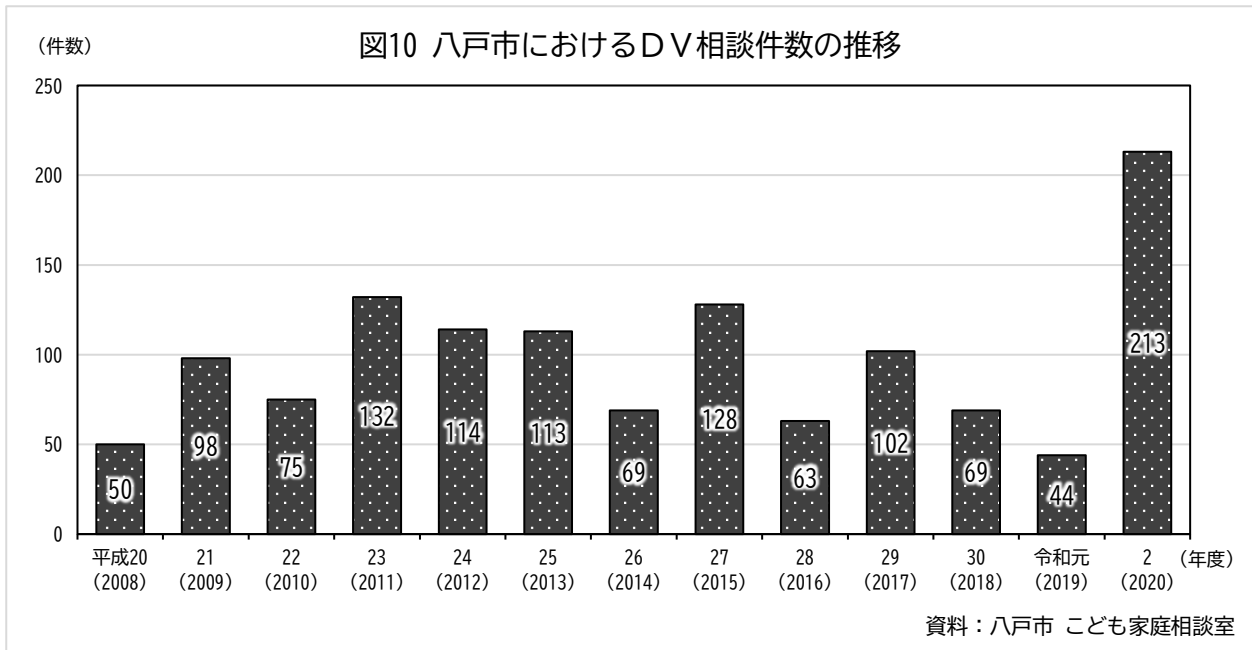
また、思春期から更年期に至る女性特有の身体的・精神的な健康状態や、男性、女性それぞれのライフステージにおける仕事や結婚といった環境の変化、生活習慣の違いなど、心身の健康に影響を及ぼす要因は一人ひとりで異なることに配慮する必要があります。

このような状況を改善していくためには、市民の人権意識の浸透やDV等の暴力の防止、相談体制の拡充による支援など、人権を守るための取組を推進するとともに、多様な人々が差別や偏見を受けることなく、誰もが自分らしく暮らせるよう、理解を促進することが肝要です。

また、市民生活における安全性を高め、安心して暮らしていけるよう、貧困等生活上の困難を抱える人々の実情に応じた適切な相談支援や就労支援等に取り組むとともに、災害時における多様な人々への配慮を踏まえた地域防災力の向上や災害対策に取り組むことが必要です。

そして、すべての人が生涯を通じて健康に暮らすことができるよう、妊娠・出産を含む身体的性差や生活習慣の違い等に応じた相談支援体制を拡充するとともに、男女の性や心身の健康に対する市民の意識を高めることで、それぞれの健康づくりを推進することが重要です。

そのため、人権の尊重と多様な人々への理解の促進、安全安心に生活できる環境の整備、生涯を通じた健康づくりの推進に取り組めます。



【重要業績評価指標】

施策の基本方向Ⅲ 安全安心に暮らせる社会づくりの進捗状況を確認するため、次の指標を設定します。

● 認知症サポーター数(累計)

H27	R2	R8
12,396人	20,022人	30,600人

(資料：八戸市 高齢福祉課)

● 生活困窮者対象の就労支援による就労者数

H27	R2	R8
224人	155人	100人

(資料：八戸市 生活福祉課)

● 八戸市防災会議の委員に占める女性の割合

H27	R2	R8
2.8%	2.8%	5.7%

(資料：八戸市 防災危機管理課)

● 自主防災組織の活動カバー率

H27	R2	R8
82.9%	88.4%	94%

(資料：八戸市 防災危機管理課)

● 各種がん検診の受診率

	H27	R2	R8
乳がん	17.4%	15.0%	50%
子宮頸がん	20.5%	16.8%	50%

(資料：八戸市 健康づくり推進課)

● 市民健康教室開催回数・受講者数

	H27	R2	R8
開催回数	20回	14回	21回
受講者数	1,179人	441人	1,026人

(資料：八戸市 健康づくり推進課)

Ⅲ－(1) 人権の尊重と多様な人々への理解の促進

人権を尊重するため、市民の人権意識の啓発や、「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」に基づく各種施策を通じて、性別に起因する暴力の防止に取り組むとともに、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認(性同一性)に関すること等を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている多様な人々への理解を促進します。

【展開する施策】

① 性別に起因する暴力の防止

■ 主な取組

- 国の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間等において、各種広報媒体を活用したDV防止に関する情報発信、通報先や相談窓口の周知活動などにより、市民への人権意識の普及啓発を図ります。
- 関係機関と連携して、配偶者やパートナーからの暴力、セクシュアルハラスメント等、性別に起因する暴力の被害者に対する相談支援体制の充実を図ります。

女性に対する暴力をなくす運動



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク(左)及び内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中(毎年11月12日から11月25日)に、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ、八戸市総合保健センターでのパープル・ライトアップの様子

② 多様な人々への理解の促進

主な取組

- 行政情報等の多言語化や外国人住民への相談支援などにより、外国人や外国にルーツをもつ人の暮らしを支援します。
- 各種広報媒体を活用した情報発信や研修会の開催などにより、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性的指向・性自認(性同一性)に関することへの理解を促進するとともに、当事者やその家族の支援に取り組みます。
- 関係機関と連携して、通報先や相談窓口の周知、研修会の開催などにより、子ども、高齢者、障がい者などに対する虐待やいじめの防止を図ります。

多文化共生推進



多言語翻訳機のビデオ通訳による対応の様子

心のバリアフリー



心のバリアフリー啓発のためのパネル展の様子

LGBT理解促進



市職員向けのLGBT理解促進研修会の様子

認知症への理解促進



認知症サポーター養成講座の様子

Ⅲ－(2) 安全安心に生活できる環境の整備

安全安心に生活できる環境を整備するため、相談体制の充実や就業、経済的な自立支援などを通じて、貧困等生活上の困難に対する支援に取り組むとともに、一人ひとりの尊厳と安全を守るため、地域防災における男女共同参画を推進します。

【展開する施策】

① 貧困等生活上の困難に対する支援

主な取組

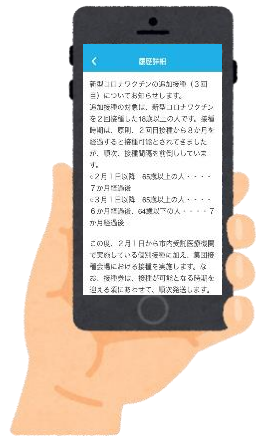
- 生活困窮者からの相談に応じて就労、健康、家族問題など、多様な課題の解消に向けた自立支援計画の作成により、経済的な自立を支援します。
- 生活困窮世帯の子どもへの学習支援や居場所作りなどにより、次世代への貧困の連鎖の防止を図ります。
- 医療費や学費等の助成制度などにより、多子世帯やひとり親世帯、遺児等の経済的負担の軽減を図ります。
- 市営住宅への優先入居や賃貸住宅への円滑な入居の支援などにより、住宅の確保に困難を抱える多子世帯やひとり親世帯、障がい者世帯等の居住の安定を図ります。

② 地域防災における男女共同参画の推進

主な取組

- 八戸市防災会議への女性委員登用の拡大、「八戸市地域防災計画」や「八戸市避難所運営マニュアル」等に基づき、多様な人々に配慮した防災体制や避難所運営の確立などにより、男女共同参画の視点に立った災害対応力の強化を図ります。
- メールやアプリ等、あらゆる情報伝達手段の活用による緊急情報の発信や、避難行動への支援体制の確立により、妊産婦や乳幼児、障がい者、外国人、高齢者等の迅速かつ確実な避難を支援します。
- 防災資機材の購入補助や防災訓練費用の助成、研修会の開催により、自主防災組織の設立及び活動を支援し、地域に暮らす多様な人々に配慮した災害対応力の向上を図ります。

安全・安心情報発信



メールやアプリによって緊急
情報や気象情報等を配信する
安全・安心情報システム
「ほっとスメール」(左)
及び登録用QRコード(下)

メール用



iOS 用



Android 用



※お使いの端末に応じた上記のQRコードを読み取り、メール用では空メールを送信、
Android用・iOS用ではアプリをダウンロードしてご登録ください。

自主防災組織



自主防災組織の活動の様子

自主防災組織リーダー育成



自主防災組織リーダー育成研修の様子

Ⅲ－(3) 生涯を通じた健康づくりの推進

生涯を通じた健康づくりを推進するため、母子保健体制の充実や不妊に悩む方への相談などを通じて、妊娠・出産等に関する健康管理を支援するとともに、男女双方の健康の保持増進に取り組みます。

【展開する施策】

① 妊娠・出産等に関する健康支援

■ 主な取組

- 母子健康手帳の交付や健康相談、健康診査の実施、訪問指導などにより、妊産婦の健康管理と乳幼児の健やかな発育・発達を支援します。
- 妊婦への電話による相談支援や妊産婦同士の交流会の開催などにより、妊産婦の悩みや不安の解消に向けて支援します。
- 不妊や不育に関して、検査費用の助成や相談指導、情報提供により、悩みを抱える方を支援します。

② 生涯を通じた健康の保持増進

■ 主な取組

- 健康教室や健康相談の実施、各種健診への受診の促進により、男女それぞれのライフステージに応じた健康管理を支援します。
- 思春期から更年期に至る女性に特有の身体的・精神的な悩みや健康課題に対する相談対応や指導などにより、性差に応じたきめ細やかな健康の保持増進を図ります。